

<HU23675>個別理論集 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡申し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

【該当箇所】 P22 7 本文 1、2 行目括弧書き

(誤) (非居住者に対し ～ 設置する販売場をいう。)

(正) (免税購入対象者に対し ～ 設置する販売場をいう。)

【該当箇所】 P74 (1)② (ハ)

(誤) (ハ) 特例の適用を受ける必要がなくなった場合 (法21③)、タイトル及び本文

(正) 削除

【該当箇所】 P75 (1)① (ニ)

(誤) (ニ) 死亡した場合 (法21④)

(正) (ハ) 死亡した場合 (法21③)

【該当箇所】 P75 (5)納税地の異動の届出 本文 1 行目括弧書き

(誤) (納税地の特例に関する書類を提出した場合又は納税地の指定があった場合を除く。)

(正) (納税地の指定があった場合を除く。)

【該当箇所】 P83 (1)②

(誤) なお、課税売上割合に準ずる割合を用いて共通仕入控除税額を計算しようとする～

(正) ③ 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の特例

課税売上割合に準ずる割合を用いて共通仕入控除税額を計算しようとする～

※ 「③ 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の特例」のタイトルを付し、「なお、」を削除してください。

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464

(月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。